

単位PTA会長様

熊本市教育委員会事務局
青少年教育課長 上村 和也

令和5年度熊本市ボランティア活動保険案内の送付について

早春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市行政につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、市民の皆様が安心してボランティア活動を行えるように「熊本市ボランティア活動保険制度」を設け、ボランティア活動中の思わぬ事故に備えております。

令和3年度（2021年度）より、ボランティア活動保険の事前加入制度を廃止し、活動中に事故があったときのみ、手続きを行っていただく制度に変更しております。

詳しくは、裏面および同封しております保険リーフレット・Q&Aをご確認ください。

記

1 送付書類

- ・リーフレット「令和5年度熊本市ボランティア活動保険案内」
<参考例>前年度活動報告書、今年度活動計画書を同封しています。
- ・令和5年度熊本市ボランティア活動保険Q&A

※活動報告書・活動計画書は、記載例です。団体で独自に別途作成している場合や、助成金等の申請時に別途作成している場合は、改めてこの様式で作成する必要はありません。

また、活動計画書、活動報告書は事前にご提出いただく必要はありませんが、事故が起きた時に活動計画書や前年度活動報告書の提出が必要なため、現在作成していない団体は、作成して活動を行ってください。

※加入手続きはございませんが、保険制度は毎年更新があるため、毎年、保険制度案内の送付を行う予定です。

2 保険期間

令和5年（2023年）4月1日 午後4時 ~ 令和6年（2024年）4月1日 午後4時

※活動を行う時点で、団体要件・活動要件を満たしている必要があります。

3 保険内容

別紙 熊本市ボランティア活動保険案内（リーフレット）のとおり

4 事故報告先（担当課）

熊本市（青少年教育課） 連絡先（Tel：096-328-2277）

※事故発生時の報告先（担当課）より保険制度のご案内をしております。手続きに当たってご不明の点等ございましたら、上記4の担当課までご連絡ください。

裏面に続きます。

活動前に、ボランティア活動保険の案内およびQ&Aの確認をお願いします

注意事項

- ・ 事故発生日から30日以内に事故報告を行う必要があります。必ず、30日以内に担当課に電話でご連絡をお願いします。30日を超えた場合、保険金が支払われず、または減額となる場合があります。また、事故発生から60日を超えた場合、保険申請はできません。
- ・ 令和4年度（昨年度）の活動報告（実績）書類は、作成後保管されてください。また、令和5年度の活動計画も作成、保管されてください。事故報告の際に提出が必要です。
- ・ 会則（規約）は事故報告の際に提出が必要です。また、会員名簿は作成してください。事故があったときに、提出を求める場合があります。
- ・ 事前の保険加入申込手続きはありませんが、保険の対象となる活動要件・団体要件は必ずご確認ください。また、毎年、保険案内の送付を行う予定です。送付が不要な場合は、担当課にご連絡ください。
- ・ 必要書類等、ご不明な点があれば担当課や地域活動推進課までお問い合わせください。各種様式、会則等の例は熊本市のホームページに掲載しています。必要に応じてご確認ください。

< 保険制度等のお問い合わせ先 >

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 12階

熊本市地域活動推進課 地域活動班

電話 096-328-2036

ホームページはこちら または

熊本市ボランティア活動保険

で検索

